

## ◆◆◆女性の人権◆◆◆

近年、国では「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」など、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備され、女性の人権保障が大きく進展しました。

しかし、女性の権利に関する様々な法律が整備された現在でも、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為、さらには人身取引や性犯罪など、女性の人権に関する様々な問題が起きています。

また、依然として制度や慣行の中には「男は仕事 女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識や女性に対する差別的な取り扱いが根強く残っており、男女共同参画社会の実現にむけた大きな障害のひとつとなっているだけでなく、個人の多様な生き方を制約する要因のひとつとなっています。

男女は社会を構成する対等なパートナーです。

男女がともに個性や能力を発揮し、自分らしくいきいきと暮らせる社会になるよう、関心と理解を深めていくことが重要です。